

下水道整備計画・整備済区域

公共下水道事業にご理解とご協力をお願いします

問合せ 下水道課管理業務係

25年度整備済区域

26年4月1日から新たに下水道が使える（供用開始）区域になるのは次のとおりです。

【丁目の全部または一部が対象となる区域】

石橋町1・2丁目、中松町1・2丁目、山神町7・8丁目、浅間町1～5丁目、久沓町3・4丁目、丸山町2、4・5丁目、鷺林町1～4丁目、鷺塚町5丁目

26年度整備計画区域

新川地区 11.4ha、中央地区 4.3ha、旭地区 3.4ha、大浜地区 10.4ha

